

- 従業員であった方の事案であって、本人が保有する給与明細書等や雇用保険の記録等により勤務や給与の実態が確認できる場合や、前記3条件全てに該当する約6.9万件について事業主等や社会保険事務所への調査により事実と反する処理が行われたと認められる場合については、第三者委員会に送付することなく、社会保険事務所において記録訂正(職権訂正)を行うこととした。

※ 社会保険事務所における記録訂正の状況(21年10月30日現在) 580件  
(うち、約2万件の戸別訪問の対象者 495件<sup>(\*)</sup>)

\* 約2万件の戸別訪問において、従業員事案で「記録が事実と相違あり」かつ「記録訂正の意思あり」との回答があった件数: 1,535件  
(21年3月31日までの訪問実施分)

- 社会保険事務所段階で職権訂正を行った事案等について、同一事業所に同一時期に勤務していた被保険者であって、同様の遡及訂正が行われている「同僚被保険者」が確認できた場合は、本人に確認のうえ、従業員事案であるものについて、包括的に職権訂正を行うこととした。

\* 21年7月31日までに社会保険事務所段階で職権訂正を行った事案については、「同僚被保険者」として約4,700件が把握されており、こうした事案について今後さらに社会保険事務所から本人に対して文書による連絡を行うこと等を通じて確認作業を行い、記録訂正を進める。

- 約2万件の戸別訪問において事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答があった事案について、職員の関与に関する調査を順次実施。

## 今後の対応

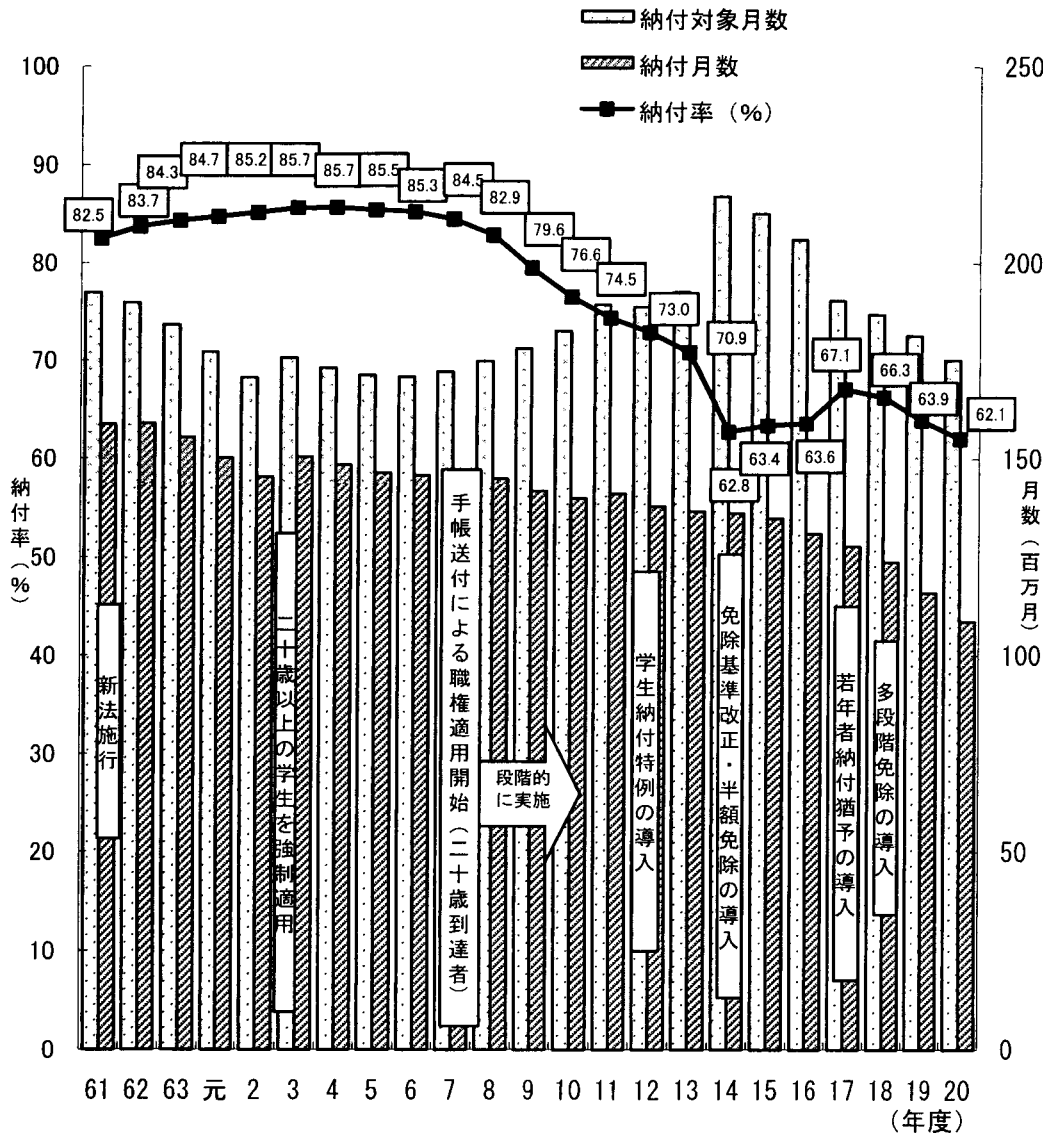
- 21年4月から送付している「ねんきん定期便」<sup>(※)</sup>や21年12月に送付を開始する厚生年金受給者等への標準報酬月額等のお知らせ「厚生年金加入記録のお知らせ(受給者等)」<sup>(※)</sup>などを通じて、本人による記録確認を進めるとともに、前記3条件のそれぞれに該当する記録や資格喪失日の遡及訂正処理についてのサンプル調査等を行う。

(※)前記3条件のいずれかに該当する方(延べ約144万件)については、注意喚起を行う文書を同封(約2万件の戸別訪問の対象者を除く。)

- こうした取組みを通じて、さらに社会保険事務所段階での職権訂正や「同僚被保険者」への確認作業等に取り組み、被害者救済を進める。

# 国民年金保険料の納付状況

## 平成20年度の国民年金保険料の納付率等について



①平成20年度の現年度納付率は、**62.1%**  
(対前年度比△1.9ポイント)

②平成18年度の最終納付率は、**70.8%**  
(平成19年度末と比較して+1.7ポイント)  
(平成20年度末時点)

$$\text{※ 現年度納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

※ 上記最終納付率は、18年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

### 納付率の推移

※時効前（納期から2年以内）までに納付した者の割合は約7割。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%			
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%		
17年度分保険料			67.1%	70.7%	72.4%	
18年度分保険料				66.3%	69.0%	70.8%
19年度分保険料					63.9%	66.7%
20年度分保険料						62.1%

# 収納対策のスキーム（概念図）

**納めやすい環境づくりの整備**

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)  
(口座振替率)  
18年度末 19年度末 20年度末  
40% → 40% → 38%  
642万人 599万人 562万人
- 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)
- コンビニ納付の導入 (H16.2~)  
(利用状況)  
18年度 19年度 20年度  
749万件 → 874万件 → 966万件
- インターネット納付の導入 (H16.4~)  
(利用状況)  
18年度 19年度 20年度  
24万件 → 31万件 → 38万件
- クレジットカード納付の導入 (H20.2~)  
(利用者数)  
19年度 20年度  
2万人 → 9万人
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)

未納者

市町村からの所得情報(平成21年5月末現在、全市町村の99%より提供)

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

**納付督促の実施**

催告状(手紙)  
H18年度 1,914万件  
H19年度 897万件  
H20年度 818万件

電話  
H18年度 742万件  
H19年度 915万件  
H20年度 1,483万件

戸別訪問(面談)  
H18年度 1,634万件  
H19年度 1,455万件  
H20年度 1,103万件

※上記件数には、市場化テスト分を含んでいる。

**強制徴収の実施** ⇒ 不公平感の解消と波及効果

	18年度	19年度	20年度
最終催告状	310,551件	40,727件	16,350件
納付等	102,335件	38,760件	4,899件
財産差押	11,910件	11,387件	5,534件

・最終催告状は当該年度に着手し、発行した件数  
・納付等、財産差押の件数は、平成21年3月末現在

質の向上・効率化 ⇒ 効率化により強制徴収へ要員をシフト

- 電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
- 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
- 市場化テストによる外部委託 (H17.10~要求水準設定)  
(実施対象事務所数) (督促件数)  
H18年度 35か所 255万件  
H19年度 95か所 621万件  
H20年度 185か所 1,669万件

社会保険事務所単位での行動計画の策定・進捗管理 (H16.10~)

**免除等の周知・勧奨**

免除や学生納付特例(学生間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み)を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
- 免除基準の緩和・免除の遡及承認 (H17.4~)
- 申請免除の簡素化 (①継続意思確認H17.7~、②申請免除手続きの簡素化H21.10~)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H20.4~)

**事業主との連携**  
事業主からの制度等の周知及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H19年度~)

**国民健康保険(市町村)との連携**  
未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付等 (H20.4~)

**社会保険制度内の連携**  
保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H20.4~)、長期未納者の場合は指定等を行わない (H21.4~)

**広報・年金教育等**

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭
- 学生等に対し年金制度の意義等に関する理解を促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

## 国民年金保険料収納対策

平成20年度以降、年金記録問題への対応を最優先とする状況下で、職員等による納付督促等の取組が十分に実施できなかった。

国民年金保険料の収納業務については、平成17年度以降、市場化テストの導入による実施事務所の拡大に伴い、国民年金推進員に係る経費は減少している。

### ○ 保険料を納めやすい環境づくり

- ・ 口座振替の周知チラシ、返信用封筒を同封した口座振替申請書を被保険者に配布すると共に、市町村や金融機関の窓口を設置し、口座振替の利用促進を図る。  
また、前納制度を活用した口座割引制度の導入（平成17年4月～）
- ・ 被保険者の利便性の向上の観点から、クレジットカードによる保険料納付を可能とする。（平成20年2月～）
- ・ 被保険者の利便性の向上の観点から、コンビニエンスストアにて保険料納付を可能とする。（平成16年2月～）
- ・ 被保険者の利便性の向上の観点から、インターネットバンキングによる保険料納付を可能とする。（平成16年4月～）

### ○ 行動計画に基づく納付督促の実施

- ・ 国民年金保険料の新規・短期未納者に対する戸別訪問による国民年金制度の周知、各種届出の指導及び相談、国民年金保険料の納付督促及び収納、国民年金保険料の口座振替の促進等を行う国民年金推進員を設置する。  
なお、平成21年10月より市場化テストを実施している事務所については廃止

している。

- ・ 国民年金保険料が未納となった被保険者に対し、国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）・納付書の送付による納付督促を実施する。  
なお、市場化テストの実施対象事務所の拡大に伴い、実施件数が減となっている。
- ・ 催告状を送付しても国民年金保険料が未納となっている者に対し、電話による納付督促を実施する。  
なお、市場化テストの実施対象事務所の拡大に伴い、実施件数が減となっている。
- ・ 長期末納者等に対して、職員が戸別訪問による納付督促を行い、制度周知を図って保険料の自主納付を促す。  
なお、市場化テストの実施対象事務所の拡大に伴い、実施件数が減となっている。
- ・ 国民年金保険料収納業務については、民間ノウハウを活用した効果的な納付督促を実施する。  
平成19年10月より95ヶ所を実施、平成20年10月より90ヶ所追加した。  
平成21年10月より残りの127ヶ所において、免除勧奨業務を追加して、全ての社会保険事務所で実施する。

### ○ 所得情報を活用した強制徴収の拡大

- ・ 度重なる納付督促にも応じない国民年金保険料の未納者に対して、最終催告状を送付して納付督促を行い、それでもなお保険料を納付しない者に対しては、差押を含めた滞納処分を実施する。

### ○ 免除等制度の周知等の実施

- ・ 全額申請免除等を承認された被保険者から事前に申出があった場合には、翌年度以降所得要件を満たせば申請書の提出を省略できる仕組の導入（平成18年8月～）
- ・ 市町村から提供された所得情報を活用して、免除等に該当すると思われる被保険

- 者に対し、ターンアラウンド方式による申請を導入（平成21年9月実施）
- 全額及び半額の申請免除に加え、1/4免除及び3/4免除を導入し、負担能力に応じたきめ細やかな免除制度を導入する。（平成18年7月～）
  - 大学等が、学生である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行する仕組みを導入する。（平成20年4月～）
  - 大学生等の最初の申請の際に卒業予定年月日を把握することで当該年月までの間、ターンアラウンド方式による申請を導入する。（平成20年4月～）
  - 雇用保険受給者初回説明会や初回認定日における年金相談窓口の設置を含め、免除制度の周知及び免除申請書等がハローワークで受理できる体制の整備  
(平成16年10月～)

# 国民年金保険料<sup>15</sup>の収納対策の概要

(単位:億円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
保険料を納めやすい環境づくり	6.3	5.0	11.5	8.0
口座振替の利用促進	4.1	3.7	3.7	3.6
クレジットカード等による保険料納付の促進	2.2	1.3	7.8	4.4
行動計画に基づく納付督促の着実な実施	141.9	131.4	106.8	94.0
国民年金推進員による戸別訪問の実施	79.8	72.4	55.1	28.3
催告状の発送	22.0	18.3	6.4	2.7
電話納付督促の実施	13.4	9.4	4.7	1.7
職員による戸別訪問の実施	14.4	9.0	5.7	1.9
国民年金保険料の納付督促業務の委託(市場化テスト)	12.3	22.3	35.0	59.4
所得情報を活用した強制徴収の拡大	2.5	3.7	5.3	5.3
免除等制度の周知等の実施	1.3	4.0	4.9	4.8
合 計	152.0	144.1	128.5	112.1

現年度 納付率	66.3%	63.9%	62.1%	—
最終納付率	(平成16年度分) 68.2%	(平成17年度分) 72.4%	(平成18年度分) 70.8%	(平成19年度分) —

## 公的年金の受給者を対象とした所得税の年末調整を行うとした場合の課題等について

### I. 現状

社会保険庁（日本年金機構）は所得税法上、公的年金の支払者として源泉徴収義務が課せられており、同庁が支給する国民年金（基礎年金）及び厚生年金について、源泉徴収を実施。

この際、所得税法上の

- ・ 年初までに提出された約 700 万件の扶養親族等申告書に基づく各種控除（配偶者控除、扶養控除等）
- ・ 公的年金等から特別徴収された各種社会保険料（市町村が徴収する介護保険料、国民健康保険料（税）及び長寿医療保険料）分の控除を行っている。

### II. 給与所得者に関する年末調整

給与所得者に関しては、給与の支払者（＝会社）が、給与の支払の都度、扶養控除等申告書に基づく各種控除や、給与から控除される社会保険料に係る控除を適用した上で、源泉所得税を控除している（公的年金についての取扱いと同様）。

所得税法第 190 条の規定により「給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者（確定した給与等の金額が二千万円以下）」については、給与等支払者（＝会社）が、その年最後に給与の支払いをする際に、給与所得者の各人ごとに、給与を支払う都度源泉徴収をした所得税の合計額（※）と、その年中の給与の支給総額について納付すべき税額とを比較して過不足額の精算を行うこととされている。



(※) 税額の計算にあたっては、源泉徴収税額の計算上は反映していなかった以下の事情も考慮。

- その年中の扶養親族や控除対象配偶者の異動
- 給与から控除されていない社会保険料（国民年金保険料等）や生命保険料等
- 配偶者特別控除の対象となる者の年間給与額

このように、所得税法上、年末調整の対象者は、給与所得者である必要がある。

⇒ 公的年金は所得税法上、雑所得であり、現行の所得税法上では、社会保険庁（日本年金機構）が年末調整を行うことができる仕組みにはなっていない。

### Ⅲ. 実施する場合の課題

- 社会保険庁（日本年金機構）が年末調整を実施することとした場合、現在の扶養親族等申告書に基づく各種控除と社会保険料控除に加え、生命保険料など保険料控除申告書や控除証明書の提出をいただく必要があるが、これには、会社と異なり、日本全国に居住する最大約3,000万人の年金受給者を対象とする必要があることから、相当の人員体制やシステムの構築が必要と見込まれる。
- サラリーマンでも、雑所得がある者の場合は、確定申告する必要があるように、仮に、社会保険庁（日本年金機構）で把握している限りの範囲で年末調整をしたとしても、年金受給者に国民年金や厚生年金以外の共済年金や企業年金（厚生年金基金の受給者数：約260万人）がある場合には、確定申告を行う必要がでてくる。これを確定申告しなくてもよいようにするためには、社会保険庁（日本年金機構）が公的年金受給者のあらゆる所得を把握しておく必要があるが、これが可能だとしても、相当の準備期間を必要とする。